

第1章 計画の概要



「よかった ありがとう。」ポスターコンクール
【小学生の部】 優秀賞 作品名：にじのヘアサロン
鶴久保小学校 1年1組 石井 ^{いしい} ^{あおい} 葵 さん

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

(1) 計画策定の背景

これまで国は、高齢者や障害がある人、子どもなど、対象者ごとに公的な支援制度の充実に取り組んできました。しかし、「ダブルケア」（主に介護と育児を同時に行う状況）や「8050問題」（高齢の親が社会的に孤立している子供の生活を支えている状況）、「ヤングケアラー」（本来大人がすると想定されているような家事や家族の世話などのケアを日常的に行っている18歳未満の若者のこと）などさまざまな分野の課題が同時に重なり顕在化しにくくなるケースに加え、ひきこもりや支援拒否による社会からの孤立、虐待や暴力などの社会問題が増加しています。

このような地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、国は属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を創設しました（令和3年（2021年）4月1日施行）。

様々な課題に直面し、地域社会の在り方が変化している中、住民同士が支え合い、住み慣れた地域で安心して快適に暮らし続けるまちを実現するために、地域福祉の中心的役割を担う社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）と一体となって本計画を策定します。

(2) 基本理念

「誰も一人にさせないまち 横須賀」の実現

全ての住民が多様性を認め合い、それぞれが人生の主役として自律的に生活することができるよう支援していきます。

また、住民が身近な日々の暮らしの場である地域の中で、地域社会の一員として社会と関わり、誰もがどこかにつながり、お互いに支え合いながら生活を送ることができる地域社会の実現を目指します。

市と市社会福祉協議会は地域住民や地域の各主体とともに支援の輪を重ね「誰も一人にさせないまち 横須賀」の実現を目指します。

(3) 計画の基本目標

① 地域における支え合いの基盤づくりの促進

支え手と受け手の垣根を超え、日々の生活において、不安や悩みを抱える人に寄り添います。誰もがどこかにつながるができるよう、課題解決を図るための仕組みづくりを進め、地域における支え合いの基盤づくりを促進します。

② 包括的・継続的な支援体制の充実

地域におけるネットワークでは解決できない課題や誰に相談してよいか分からない課題については、福祉の総合相談窓口である「ほっとかん」で受け止め、関係機関とともに解決に向け支援していきます。

また、世代や属性を超えて多様化する課題や制度のはざまにある様々な課題を解決するため、課題を丸ごと受け止めることができる相談支援体制を拡充します。

③ 多様な担い手の育成・参画の推進

住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、住民一人ひとりが自らの意欲・関心に応じて、自分の能力を生かして地域で活躍することができるよう、多様な担い手の育成・参画に努めます。

また、地域の担い手のすそ野を広げる取り組みや、各福祉分野における専門職等に対する研修の充実など、福祉人材を育成・確保する取り組みを推進します。

④ 心のバリアフリーの促進

「共に生き、共に支え合う社会づくり（ソーシャルインクルージョン）」という考えのもと、全ての住民が住民相互の絆を感じ、他者に対する思いやりの心や多様性を受け止める意識を醸成できるよう心のバリアフリーを促進します。

【地域の捉え方】

地域福祉は、地域住民と横須賀市、市社会福祉協議会が一体となって推進するものであるため、これまで住民参加による福祉活動の実績を蓄えてきた18の地区社会福祉協議会の活動範囲を「地域」の単位として捉え、活動を促進しています。

一方で、住民が行う地域活動の中には、生活に最も身近な町内会・自治会、地域の支え合い団体による活動など地区社会福祉協議会とは活動範囲が一致しない活動があります。

また、地縁によるものではなく、活動の目的や内容によりさまざまな形態をとっている活動もあります。

さらに、情報技術の進展などにより、最近ではSNS（Social Networking Service）によるつながりなど、バーチャルな社会におけるつながりも広がりつつあります。

このような多様なつながりを踏まえ、本計画では「地域」を暮らしやすさや生活上の課題を共有できる範囲として柔軟に捉えていくこととします。

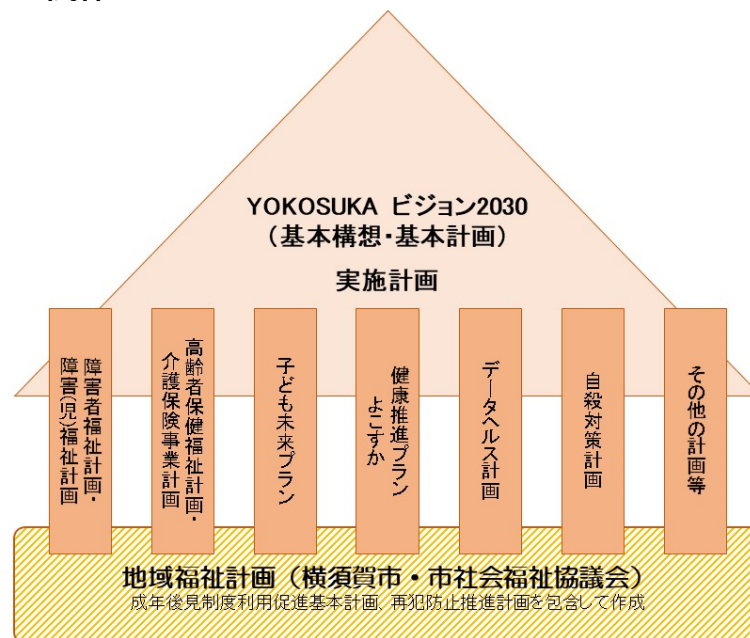
2 計画の位置付け

(1) YOKOSUKAビジョン2030及び実施計画との関係

地域福祉計画は、本市のYOKOSUKAビジョン2030に掲げる「誰もが自分らしく幸せに生きられるまち」といった分野別未来像を実現するための、各福祉分野の基盤となる計画です。

また、本市の福祉都市宣言、市民憲章、横須賀市地域で支える条例で目的として掲げる「地域住民が支え合い、安心して暮らせる社会」の具現化に向け、分野に共通する理念を示します。

《図表1 各計画との関係》



【福祉都市宣言】(平成5年(1993年)6月4日宣言)

横須賀市は、「都市基本構想」において、あたたかい連帯感のある「福祉都市」の実現をめざすことを定めた。市民すべてが、自らのしあわせを高め、健康で文化的な生活ができるよう、人間尊重と相互扶助の心に満ちた豊かでおもいやりのある、明るく住みよい横須賀市を築くため、たゆまぬ努力をする決意をし、ここに「福祉都市」とすることを宣言する。

【横須賀市民憲章】(平成13年(2001年)12月18日議決)

- 1 すべての国々や人々との交流を深め、国際社会に貢献します。
- 2 海と緑の豊かな自然を守り、うるおいと活気のあるまちをつくります。
- 3 子どもが健やかに育ち、だれもが生きがいを持てるまちをめざします。
- 4 お互いに助け合い、すべての人々が安心して生活できる地域社会を築きます。
- 5 災害に強い、安全で暮らしやすいまちを実現します。

【横須賀市地域で支える条例(平成25年(2013年)条例第87号)】

第1条 この条例は、地域活動に対する市民、地域活動を行う団体(以下「地域活動団体」という。)及び事業者の役割並びに横須賀市及び市職員の責務を定めることにより、安心して快適に暮らせる社会の実現に向けて、人と人との絆や近隣との連携を深めるとともに、心豊かなまちづくりを推進し、もって地域で支え合う社会を表現することを目的とする。

(2) 福祉分野の個別計画との関係

平成12年(2000年)6月の社会福祉事業法等の改正により、旧社会福祉事業法が社会福祉法と改称され、同法第107条第1項に市町村地域福祉計画の策定義務が定められました。

本市では、地域福祉計画は、高齢福祉、障害福祉、児童福祉など、各福祉分野の個別計画の基盤となる計画として、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」を盛り込んで策定するとともに、地域における支え合いの基盤づくりの促進、包括的・継続的な支援体制の充実、多様な担い手の育成・参画の推進、心のバリアフリーの促進といった各施策の方向性を示します。

(3) 地域福祉活動計画との関係

令和5年(2023年)までは市が策定する「横須賀市地域福祉計画」と市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と、それぞれの計画がありました。

この度、両計画の満了期間が同じであること、横須賀市と市社会福祉協議会が共に地域への働きかけを行うことで相乗効果が見込まれることから、一体となって本計画を策定しました。一体的に計画策定を進めることで、相互の役割を明確にし、地域ごとに異なる課題に即した支援の在り方を検討するなど、効果的な事業展開を図ります。

(4) 計画期間

本計画は令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間を計画期間とします。

なお、現計画の中間評価及び次期計画の策定については、以下のとおり実施します。

≪図表2 計画期間≫

| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|---|-------|-------|-------|--------|--------|
| <p>横須賀市地域福祉計画 (横須賀市成年後見制度利用促進基本計画を含む)</p> | | | | | | <p>横須賀市地域福祉計画 (「横須賀市成年後見制度利用促進基本計画」及び「横須賀市再犯防止推進計画」を含む)</p> | | | | | |
| <p>第5次地域福祉活動計画 【市社会福祉協議会策定】</p> | | | | | | <p>中間報告 現状把握 計画策定</p> | | | | | |

(5) 法との関係

① 社会福祉法との関係

法第106条の3第1項で定める包括的な支援体制の整備を促進する観点から、平成29年(2017年)改正社会福祉法では、それまで任意とされていた市町村地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

なお、国においては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載するいわゆる「上位計画」として位置付けられておりますが、本市においては、各福祉分野の基盤となる計画として位置付けています。

令和2年(2020年)改正社会福祉法では、第106条の3の努力義務に基づき、包括的な支援体制整備を中長期的に進める観点から、第107条第1項第5号を「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」と改正し、地域福祉計画を策定するすべての市町村が計画の中に盛り込むよう求めています。

② 成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)との関係

成年後見制度は、民法の改正等により平成12年(2000年)に誕生した制度です。病気、事故等による障害などの理由により、預貯金等の財産管理や介護・福祉サービスの利用契約や入院の契約などの手続をすることが難しい人の法律行為を支える制度です。

しかし、成年後見制度が十分に利用されていないことから、平成28年(2016年)4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「成年後見制度利用促進法」という。)が成立し、平成29年(2017年)3月、同法に基づく成年後見制度利用促進基本計画(平成29年度(2017年度)～令和3年度(2021年度)の5年間)が閣議決定されました。そして令和4年(2022年)3月25日に第二期基本計画が閣議決定されました。

地域住民の高齢化や認知症の増加に伴い、成年後見制度の需要が高まっていることから、権利擁護が必要な人を早期に発見し、必要に応じて日常生活自立支援事業や成年後見制度といった適切な支援につなげることができるよう地域福祉計画に盛り込んでいます。

このように、地域福祉計画と成年後見制度利用促進法は、ともに地域住民の福祉の向上を目指しており、相互に関連しながら推進しています。具体的な施策や取り組みは地域によって異なる場合がありますが、地域福祉計画を通じて、成年後見制度の普及と地域福祉の充実に繋がることが期待されています。

③ 再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）との関係

平成28年（2016年）12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が施行されました。現在の日本において、刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。

再び罪を犯すことを防ぐため、地域社会での理解と協力とともに、関係機関、民間協力者等の連携により、犯罪をした人等を孤立させることなく、必要な支援につなげることができるよう、再犯防止に関する取り組みについて、防犯に関する取り組みと合わせて、地域福祉計画に盛り込んでいます。

このように、地域福祉計画と再犯防止推進法は、ともに地域住民の安全・安心を確保するために地域社会全体で取り組むことを目指しており、相互に関連しながら推進していきます。

（6）重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業は、地域住民が抱える複雑化・複合化した「はざまのニーズ」への対応を行っていくための包括的な支援体制の整備を目的に、市町村の任意事業として令和3年（2021年）4月に創設された制度であり、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱として、それらを効果的・円滑に実施するため、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」「多機関協働による支援」を新たな機能として強化し、5事業を一体的に実施する事業です。

本市では、地域福祉計画が目指す、住民同士が支え合い、住み慣れた地域で安心して快適に暮らし続ける地域社会を実現するため、令和5年度（2023年度）から事業化に向けた検討を進めています。「8050問題」など複雑化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない家庭等への継続的な訪問や医療機関への同行などの支援や、高齢者、障害者、子ども等世代や属性を問わず、多世代・多属性が集う地域の居場所づくりの支援などを本事業に位置付け、継続した支援を通じて本人との信頼関係の構築やつながりの形成を目指します。

《図表3 各事業の概要》

| | |
|------------------|--|
| 包括的相談支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。 ○支援機関のネットワークで対応する。 ○複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働につなげる。 |
| 参加支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○社会とのつながりを作るための支援を行う。 ○利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる。 ○本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う。 |
| 地域づくりに 向けた支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○属性や世代を超えて交流できる場や居場所を整備する。 ○交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。 ○地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る。 |
| アウトリーチ等を通じた継続的支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○支援が届いていない人に支援を届ける。 ○会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける。 ○本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く。 |
| 多機関協働による支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○市全体で包括的な相談支援体制を構築する。 ○重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす。 ○支援関係機関の役割分担を図る。 |

【「促進」と「推進」の使い分け】

本計画書においては、主に地域の皆様が主体となる取り組みを「促進」、主に市や市社会福祉協議会が主体となる取り組みを「推進」として使い分けを行い、記載しております。